

■ 令和2年度 新潟市障がい者地域自立支援協議会 第26回全体会

日 時：令和3年3月15日（月）

午後1時30分～午後4時00分

会 場：白山会館 大平明浄の間

（事務局）

障がい者地域自立支援協議会第26回全体会を開会いたします。

本日は、お忙しいところ全体会にご出席いただき、ありがとうございます。私は司会を務めさせていただきます障がい福祉課課長補佐の上村と申します。

この会議では、議事録作成のため録音させていただきます。ご了承くださいませようお願いいたします。また、ご発言の際には挙手をお願いいたします。担当がマイクをお持ちいたします。

会議に入る前に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。事前にお送りいたしました資料として、本日の次第、委員名簿、座席表、資料1から資料7があります。すべてお手元にありますでしょうか。不足等ありましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、新潟市福祉部長の佐久間よりごあいさつ申し上げます。

（福祉部長）

新潟市福祉部長の佐久間です。皆様におかれては、日ごろより本市の障がい福祉施策にご支援、ご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。また、本日はご多用のところ全体会にお集まりいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

この会議は平成20年3月の第1回前大会以降、年2回のペースで開催しておりまして、本市の障がい福祉の課題検討や施策の実現に向けて議論いただく場となっております。まだ新型コロナウイルス感染症の状況が予断を許さない状況ではありますが、本日、無事に第26回の会議を開催することができました。これまで多くの皆様からご協力いただきまして、地域課題の解決に向けてご尽力いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の全体会では、運営事務局会議、また、相談支援連絡会の活動状況を中心に報告させていただく予定です。本日も忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、市の施策に反映してまいりたいと考えておりますので、実りのある会議となりますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

次に、本日の出席者ですが、お手元の配付資料、新潟市障がい者地域自立支援協議会第26回

全体会名簿のとおりです。本日は、齊田委員、今井委員、坂詰委員より欠席のご連絡をいただいております。

さて、本協議会の委員の任期は2年となっており、前回の全体会が改選後初めての全体会でした。そのときにご出席いただいた委員の皆様から一言ずつ自己紹介をいただいたところですが、都合が合わずご欠席された委員の方もいらっしゃいました。本日はご出席いただいておりますので、その場で簡単に自己紹介をいただければと思います。

まずは、ワークセンター日和山施設長、大杉委員、お願いいたします。

(大杉委員)

去年の4月から、中央区自立支援協議会の会長をやらせていただいております、ワークセンター日和山の施設長と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

去年の10月の全体会は出席する予定だったのですけれども、職員の配置上、どうしても都合がつかなくて欠席させていただきました。申し訳ありませんでした。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

次に、地域活動支援センターピース施設長、渡邊委員、お願いいたします。

(渡邊委員)

皆様、こんにちは。西蒲区の自立支援協議会の副会長を務めさせていただいております、渡邊です。

先回の全体会ですが、うちの職員が新型コロナウイルス感染症でPCR検査を受けるということが発生しまして、職員が不足ということで、私が地域活動支援センターに入っております。そのため欠席しておりました。申し訳ありません。

また新型コロナウイルス感染症が引き続き続いているようですが、私どもも、西蒲区でも新型コロナウイルス感染症の課題については検討してきております。

この協議会に私どもの法人も初めて参加することになりますが、西蒲区の課題も検討していきたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

それでは、これより議事に移らせていただきます。ここからは海老会長に進行をお願いいたします。海老会長、よろしく申し上げます。

(海老会長)

よろしく申し上げます。先回の全体会より会長をやらせていただいております、新潟みずほ福祉会の海老と申します。よろしく申し上げます。

令和2年度第2回目の全体会となります。3月の年度末のお忙しい中、委員の皆様におかれ

ましてはご参加いただきましてまことにありがとうございます。どうしても今、新型コロナウイルス感染症というキーワードを外すわけにはいかないような状況です。それぞれの事業所におかれましても、日々感染予防にご尽力いただいているかと思えますけれども、今後とも、なかなか収束の目途が立たないような状況ではありますが、引き続きご協力のほどよろしく願いしたいと思えます。

本日の全体会ですけれども、先ほど事務局からあったように、議案内容も配付資料も非常に多くなっております。前回よりも議事の時間を 30 分ほど多めに取っていただいておりますけれども、16 時終了に向けまして、皆様から活発なご意見をいただきながら、またスムーズな議事の進行にご協力いただきながら進めさせていただきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議事（1）区自立支援協議会の特徴的な取り組み・成果及び今後の計画についてです。資料 1 をご覧いただきたいと思えます。この資料もそうなのですが、事前に皆様に配付させていただいている資料になっておりますので、全体会での口頭説明は省略させていただきたいと思えます。

皆様、これをご覧になって、各区の取り組みについて何かご質問やご意見等がありましたら頂戴したいと思えます。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、来年度の計画も含めて、各区の取り組みを今後も進めさせていただくということで、ここでご了承いただいたということで、お願いしたいと思えます。

続きまして、（2）相談支援連絡会及び各班の活動報告についてです。これについては、相談支援連絡会の会長である本多委員より説明をしていただきます。本多委員、よろしく願いいたします。

（本多委員）

相談支援連絡会の本多です。よろしく願いいたします。

お手元の資料 2-1 をご覧ください。私からは、先回も少し説明させていただいたのですが、改めて相談支援連絡会の概要の説明をさせていただきます。その後、前回同様、各班、ワーキングの担当者から報告をさせていただいて、その後また何かしら質問があればという時間を設けていきたいと思えます。

資料の 1 ページのとおり、今年度、相談支援連絡会には四つの課題検討班と七つのワーキングを設置しております。各班の検討内容を班長ワーキング長会議で情報共有をしています。私自身は、その班長ワーキング長会議に参加させていただいていまして、各班の進捗状況などを確認しながら、必要に応じて助言などを行っています。

それでは、各班のワーキング担当者から今年度の活動実績について、それぞれ 3 分程度で報

告をお願いしたいと思います。最初に、相談支援体制強化班の人材育成ワーキングと体制整備ワーキングからお願いしたいと思います。

(関川相談員)

障がい者基幹相談支援センター秋葉の関川と申します。

資料 2-1 の 3 ページをご覧ください。相談支援体制強化班、人材育成ワーキングの今年度の活動実績についてご報告させていただきます。

人材育成ワーキングでは、相談支援専門員を対象に、質の高い相談対応ができる人材を育成することを目的に、人材育成研修の実施と相談支援事業所向けに業務の手引きを作成することが今年度の活動となります。まず、相談事業所向け業務の手引きについてですが、それぞれの事業所の解釈で計画作成などの業務を行っていました。そのため、サービス担当者会議を開催していない事業所があり、必要な書類の整備がなされていない事業所があったため、業務の流れを示すことで各事業所の標準化を図ること、また、業務の効率化の向上、引いては利用者の支援が適切に提供できると期待して作成し、各相談事業所に向けて 9 月末に障がい福祉課より発出いたしました。

次の研修の一つ目ですが、令和 2 年 12 月 11 日、新潟市相談支援専門員人材育成研修を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症予防対策として、会場を 2 か所に分けるなどの配慮を行いました。参加者は 87 名、内容としましては、事例検討会と業務の手引きについて、行政説明を行いました。研修の二つ目ですが、重心ワーキング主催の重症心身障がい児・者担当者研修をブラッシュアップ研修といたしました。こちらの研修の詳細については、重心ワーキングからのご報告で確認ください。以上が人材育成ワーキングの報告となります。

(久代相談員)

基幹相談支援センター西の久代と申します。体制整備ワーキングの報告をさせていただきたいと思います。資料 2-1 の 4 ページになります。

今年度は、身近な地域で相談でき、課題解決できる地域の体制整備を目指すということで、5 回の会議を開催しております。昨年度、体制ワーキングの取組みとして行った相談支援事業所実態調査の結果から、相談支援に求められていることとこなせる範囲のギャップが浮き彫りとなり、相談支援体制の改善に取り組むための検討を開始しております。新潟市がオールケアマネの体制とした平成 27 年当初、少ない事業所数で担っていたため、遠方の事業所が担当するケースがあったり、その体制を継続していることで業務時間に占める移動時間の割合が多くなることや、遠方ゆえに地域の実情や情報に精通していないことからくる苦労があり、結果として利用者に対する不利益につながると考えられたこと、また、困難なケースこそ身近な地域で課題解決に取り組む必要性が強いことから、ケースの移管について検討することとしました。ケー

スの移管をスムーズに進めることができるよう、移管のフロー図や引き継ぎ様式の作成について取組んできたところです。

10月の協議会でいただいたご意見を踏まえ、10月から再検討を行っております。ポイントとしては、公正中立な移管が行われること。権利擁護の視点から、誤った移管が行われないこと。ライフステージの変わり目に際しては、より丁寧な引き継ぎが必要であること。利用者に対して、移管についての丁寧な説明と意向確認が行われることを重要なポイントとして考えて検討してまいりました。今年度当初の予定では、12月の人材育成研修での提案をする予定でありましたが、フローや様式の導入に際しては移管に関するポイントを十分に理解してから活用していただけるよう、様式と提案方法についてももう少し準備することとし、来年度提案できるように、引き続き検討していく予定です。

(本多委員)

それでは、権利擁護班から報告をお願いいたします。

(田名部相談員)

新潟市障がい者基幹相談支援センター東の相談員の田名部です。権利擁護班の報告をいたします。資料2-1の5ページ目です。

権利擁護班の今年度の目標として、市障がい者虐待防止対応システムの整備、成年後見制度に関する相談、成年後見制度申し立て支援、セルフアドボカシー支援活動実績の継続です。

はじめに、市障がい者虐待防止システムの整備についてです。昨年度の取組みとして、異動されてきた初めての職員でも迷いなく法律に則した虐待対応がストレスなくできることを目標に、市障がい者虐待対応マニュアル改訂版の啓発と検証を行ってきました。今年度は、さらに実態に沿った検証を進め、令和2年度、市障がい者虐待防止センター職員研修会で実際に対応した事例を通してフロー図及び様式の活用方法について理解を深めました。また、昨年2月に開催された虐待防止センター意見交換会で行ったアンケート内容を班員が集約、回答し、情報の共有を行いました。

令和3年1月、市障がい者虐待防止対応マニュアルの改訂に伴い、擁護者による障がい者虐待の防止と対応での虐待防止ネットワークの構築が強調されています。それに伴い、区段階において、区役所、基幹相談センター、計画事業所が一堂に会する研修会の開催を全区で行っていきます。1月27日、基幹秋葉エリア研修会で行いました。あと、2月16日に西区自立支援協議会相談支援事業所会議において、同趣旨の研修会を開催しております。

続きまして、成年後見制度に関する相談、成年後見制度申し立て支援についてです。今年度の取組みとして、市成年後見支援センターをオブザーバーとして招き、市成年後見支援センターの対応実績の共有と基幹センターと成年後見制度申立業務の確認を行いました。今後、重層的

な相談支援体制図を基に、新潟市地域福祉計画の中の成年後見制度利用促進基本計画策定の動きを見据え、地域包括支援センターも含めたさらなる業務の擦り合わせと基幹センターの役割を整理していきます。

最後に、セルフアドボカシー支援の活動の啓発についてです。今年度、新潟市全域で講座活動ができるように権利擁護班の基幹相談員で KeepSafe・インストラクター研修を受講しました。昨年 10 月 21 日から基幹相談支援センター西を中心に KeepSafe、性加害者を対象とした長期プログラムを実施しています。権利擁護班の班員もインストラクターとしてプログラムに参加しております。KeepSafe For Change 活動は今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により事業所での実施が困難となっており、実施ができませんでした。今後、活動するだけでなく、市内にどう定着させていくかが重要となってきますので、今後とも活動をしていきたいと思っております。

(本多委員)

それでは、療育等支援班、重心ワーキングと児童体制ワーキングを続けてお願いいたします。

(川本相談員)

6 ページをご覧ください。今年度初めて立ち上がりました重心ワーキングの説明を基幹相談支援センター中央の川本から行わせていただきます。

このワーキングの活動の目標の中で、重症心身障がいについて学ぶ機会を作るというものがありました。これに基づいて、今年度は 1 月 22 日に行いました重症心身障がい児者担当者研修の開催に向けての準備を重ねてまいりました。計画相談や事業所、病院、区役所の方々、参加が 76 名ありました。重症心身障がいというどうしても医療が真っ先に出てきてしまい、身近ではない感じを受けるということで、今回は医療を受けながら在宅で生活されている人々に着目して、重症心身の基本の「き」を学ぶための内容を構成いたしました。福祉職の目線から考える重症心身障がいに必要な支援の講義、また、実際の在宅での生活を動画で撮影させていただきまして、ご本人のご様子、ご家族の介護の様子を見ていただくことで、よりイメージしやすい構成といたしました。

研修後のアンケートの結果からは、重症心身障がいの方にかかわることがなかったけれども、講義で支援の基礎を学んで、連携がとても大事だと学んだということであったり、病院のスタッフの方は、なかなか自宅での重症心身の方の生活を見ることがなかったということ、実際を目にし、環境であったり課題を学んだというご意見をいただいております。来年度も同様の担当者研修の開催に向けて準備をしているところです。

(今田相談員)

続きまして、児童体制ワーキングです。障がい者基幹相談支援センター東の今田から報告さ

せていただきます。

児童体制ワーキングでは、まず、四つの課題に対して取り組みました。まず一つ目に障がい児相談支援事業所のスキルのばらつき、二つ目に関係機関との連携、三つ目に途切れない支援、四つ目に福祉サービスの利用の流れという四つを課題にしまして、2月19日に障がい児の支援者向け研修会を開催いたしました。この参加者に対しては、まずはサービスの流れ、ここは先ほどの相談支援体制強化班の報告と重なる部分ですけれども、計画相談事業所だけではなく、受け手の事業所にもしっかりとこの流れを分かっていたくという目的で、利用の流れを改めてここでも説明させていただきました。

また、2本立てでもう一つが、他職種によるパネルディスカッションを行いました。パネラーとしては、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援、そして計画相談事業所ということで、まずは、それぞれの役割、連携について、そして、ライフステージの切り替えのときの連携、成長に応じた支援を主なテーマにして議論をしていただきました。

ここで上がってきたこととしては、やはり、一番困っているのが学校との連携ということが皆さん感じているところでした。特別支援学校との連携は比較的うまくいっておりますが、普通学校との連携というようなところで、関係者の皆さんが苦慮しているところが分かりまして、また継続してこれからも取組んでまいりたいと考えているところです。

(本多委員)

それでは、地域生活支援拠点班、関連したものもあるので、とりあえず、拠点機能調整ワーキングの報告をまずお願いします。

(肥田野相談員)

基幹相談支援センター秋葉の肥田野と申します。よろしくお願いたします。私から、資料2-1の8ページ、地域生活支援拠点班、拠点機能調整ワーキングの活動について報告いたします。

資料の活動実績の欄をご参照ください。①から③については先回報告いたしましたので、今回は④から⑥の内容について報告させていただきます。

最初に、令和2年11月よりグループホーム把握事業の開始をしております。これは各機関が中心になって年4回、グループホームの空き状況等を収集し、その情報を体験利用の希望者がいた場合に提供するものです。これによってスムーズなグループホーム体験につながることで、地域移行支援や親元からの自立を考える機会になればと思います。この事業を新潟市による整備として地域生活支援拠点の体験の機会とか機能として位置づけております。継続して実施していく予定となっております。

続いて、第3回、第4回のワーキングにおいて、それぞれ今年度の課題を検討しております。最初に、(1) 強度行動障がい児の受入れ先についてですが、相談支援専門員や基幹相談支援センター、区担当者及び学校の連携強化を図り、早い段階からの対応を行うこととしています。そのために、具体的には次年度、障がい福祉課と児童相談所を中心にフロー図を作成し、それに則った調整が行われるようにしていきたいと思っております。

(2) 強度行動障がい及び触法ケースに特化したグループホームについてですが、令和2年度より市単独事業のグループホーム補助金が見直されています。この見直しはグループホームでの重度者の支援に対して評価するものですので、重度者の対応拡充について、ワーキングでも確認していきたいと考えています。

1月にワーキングの拠点機能の緊急時の受入れ対応機能になっている協定6事業所、らいとほうす、新潟市による今年度2回目の新潟市障がい者夜間休日相談支援事業連絡調整会議を開催しております。その連絡調整会議の中で、緊急での利用者を各協定事業所はどうすれば受入れられるかというテーマもありました。緊急時の受け手側である協定事業所にその利用者の情報や直近の支援計画が十分に共有されていないという課題があることも分かり、その点については次年度、対応を検討する必要があると思っております。そのためには、基本情報や各種計画、担当者会議を通じて、直にその利用者を支える支援者同士が共有を図ることが有効だと思いますが、そういったところをより具体化することで、緊急時の受入れ機能の強化にも取り組んでいければと思っております。

また、連絡調整会議の中で短期入所の支給を受けていても、その方に利用の経験がないという課題も上がりました。利用者自身と事業所の双方に利用や受入れの経験がないと緊急時の対応は難しいと思います。そのため、次年度、緊急時に短期入所を利用するために、短期入所の支給を受けている方かつ利用経験がない方に関しては、相談を通じて緊急時を見据えた短期入所の利用を考える機会を持てればと思っております。

(本多委員)

ここで、拠点機能に関連して、らいとほうす事業について説明があったほうがいいのかと思いますので、らいとほうす事業について、細井さんから説明をよろしく願いいたします。

(細井主任)

コールセンターらいとほうすの細井です。お世話になっております。

コールセンターは平成30年度より実施してまいりまして、数年たったかなという状況です。当初の予定にプラスして、昨今では登録者の対応が、これは資料2-2の2ページに記載されておりますが、4要件に該当する方の登録を今現在も進めている状況です。今年度の実績につ



いては、資料 2-2 の 1 ページ目に数字として記載させていただいております。今年度に至っては、昨今の状況である新型コロナウイルス感染症の影響から、普段の年とはかなり印象が違ような状況が多くあったかなと思っております。春先の状況で、各学校がお休みになった中で、やはり、今までのルーティンで過ごされてきた、特に児童の困難ケースにおける混乱やパニックの対応が今年度は多かったのではないかと考えております。

また今、地域生活支援拠点班からも報告がありましたが、昨今、第 3 要件のところでは高齢の家族の方の登録を進めている状況ではあります。こちらの方々に関しては、過去において短期入所の契約がなく、まだ経験したことがない方が多い状況の中で、このように登録を進めているという状況が今現在も続いていて、この部分について、課題を持っていると考えております。

(本多委員)

続いて、今後の取組みについて、障がい福祉課から報告をお願いします。

(入山副主査)

障がい福祉課給付係の入山と申します。私からは各区自立支援協議会及び地域生活支援拠点班での検討を踏まえた整備方針についてご報告させていただきます。

資料 2-2 の 3 ページ目にあります、新潟市地域生活支援拠点等登録事業者リストをご覧ください。まず、北区自立支援協議会での協議によるものですが、新潟太陽福祉会が相談支援センターでそれを東区から北区の太陽の村の所在地に移転させるとともに、研修機能を集約させ、すでに拠点事業に位置づけている夜間休日コールセンターらいとほうすを含めて「自閉症総合センターたいよう」として整備されることに併せて、法人内外の各機関との一層の連携を図ることをもって、それを拠点事業として位置づけるというものになっております。それでは、24 時間の相談支援体制を確保するとともに、関係機関との連携による緊急時のコーディネートを実施することに併せ、法人独自で配置される強度行動障がいマネージャーとの連携による相談支援の強化を提案いただいております、これを拠点事業の相談機能に位置づけたいと考えております。

また、資料 2-2 の 2 ページ目、下段をご覧ください。2 番の今後の取組みについてとしまして、一つ目に、緊急時の受入れ・対応機能の強化ですらいとほうす事業の利用者登録要件の拡大により、身体障がいのある方からの申請も増えてきているため、身体障がいを主な対象としている短期入所事業所にも連携協定をお願いし、らいとほうすとの連携強化を図っていきます。令和 3 年 4 月の登録に向けて、あさひ園、新潟みずほ園、第 2 みずほ園からすでに必要書類のご提出をいただいております、かたくりの里からも前向きなご回答をいただいているところで

二つ目に、専門的人材の確保、養成機能の追加です。市の単独事業として実施している強度行動障がい者児支援職員養成事業について、令和3年度から内容の見直しを行い、継続して実施します。委託者である新潟太陽福祉会に配置される強度行動障がいマネージャーが中心となってこの研修を実施していただき、支援困難ケースを抱えている各事業所へのアウトリーチによる研修の実施も検討しております。さらに、自立支援協議会相談支援連絡会が設置している各検討班で実施している市独自の人材育成研修についてもこの機能に位置づけたいと考えております。

三つ目に、相談機能の充実です。4月に位置づけを予定しているてらそーれの取組みと同様に、24時間の相談体制を確保している計画相談支援事業所に、関係機関との連携による緊急時のコーディネート業務を行っていただくことで、拠点事業所として位置付けていくことを提案していきたいと考えております。

(本多委員)

それでは、また各ワーキングからの報告に戻りたいと思います。精神ワーキングと入所施設等ワーキングを続けてお願いします。

(丸山相談員)

地域生活拠点精神ワーキング、基幹相談支援センター西の丸山からご報告させていただきます。お手元の資料2-1の9ページをご覧ください。

今年度、精神ワーキングに関しましては地域生活支援拠点班の中に入っている活動となっております。課題、活動目標に関しては書いてあるとおりになります。今年度ですが、高齢化をメインに活動してまいりました。精神科の病院から退院される方の高齢化であったり、地域にお住まいの精神障がいの方の高齢化ということで、活動としては、介護保険サービスの事業所から精神障がいの方への対応の研修を2回やらせていただいているのと、中央区の職員向けの研修をやらせていただいております。

また、65歳を超えると基本的には介護保険が優先になっています。そこで、ケアマネージャー向けに過去にこころの健康センターが作っていらしかった精神障がいガイドブックのようなもののケアマネージャー向けということで、移行のときのポイントなどを記載したものを作成中です。

それから、昨年、弁護士との事例検討をやっていたのですが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催を見送っております。

(坂井相談員)

地域生活支援拠点班入所施設等ワーキングの報告を基幹相談支援センター中央の坂井から報告いたします。

資料 2-1 の 10 ページをご覧ください。入所施設等ワーキングは課題が大きく三つありましたが、今年度は特に入所待機者の解消という課題に対し、活動目標を挙げ、取り組みました。ワーキングの会議は年 4 回いたしました。具体的には、障がい者入所施設に待機している方の計画相談員への聞き取り調査を実施いたしました。その結果、入所申請時に計画相談員がそのことを知らないケースが一定数ありました。今後は、施設入所を希望する方が計画相談員に相談する流れを作り、地域の社会資源を活用して、地域で生活できる方にはご本人の希望に添いながら地域で暮らす提案ができたと思います。

その他に、この聞き取り調査から、グループホームの利用者の高齢化も進んでおりまして、介護保険への移行も徐々に行われてきていることが分かりました。介護保険への移行がうまくいった好事例などを紹介する場を作りまして、スムーズな介護保険への移行を進めていけたらと考えております。

(本多委員)

皆さん、ありがとうございました。今、報告していただいて、本当にさまざまな課題があって、とても細分化されているのが分かると思います。報告のとおり、共通することは、ワーキングを関係なく連携しながら進めています。来年度以降、またこの体制でいいかという検討ももちろん必要だと思いますが、1 年間やってみて、どの会議に出てもよく出る話としては、相談支援専門員の質の話とかが出るのですけれども、今年度、いろいろな研修をしたり相談支援専門員の手引きが作られたり、少しずつ進んでいるのは、私も会議に参加させてもらって実感しているところです。

もう一つ気になる点としては、児童体制ワーキングから報告があったとおり、学校との連携の部分です。ほかの区の協議会に出ている、いろいろな自立支援協議会の会議に出ている、やはり、学校との連携という課題がけっこう出てきて、教育と福祉が連携して、子どもたちの将来を見据えた支援をするというのもとても大事なかなと思っています。

私もいろいろ調べて、何か障がい福祉と教育が連携できるものはないかということで調べたのですけれども、新潟市でコミュニティスクールを 2020 年度から導入するというので、学校運営協議会制度ということで、学校と地域が協力しながらというものらしいのですけれども、こういった協議会等に少し福祉関係者、障がい福祉とかが関与できるものなのか、そもそもコミュニティスクールというのはどういう感じのものなのか、話せる範囲でいいのですけれども、学校支援課から少しコメントをいただけるといいかなと思っています。

(海老会長)

今ほど、相談支援連絡会、四つの班、七つのワーキングからそれぞれご報告いただきました。ありがとうございました。今ほど本多委員よりありました、学校支援課から、今のコミュニテ

ィスクールの件について、何か一言いただけますか。

(関原指導主事)

学校支援課の関原と申します。

コミュニティスクールと福祉との連携については、持ち帰ってみまして、どのようなことができるのか、これから始まることですので、持ち帰って話題を出してみたいと思いますので、こちらで特にコメントすることはないのですが、その辺はよろしく願いいたします。

(海老会長)

それでは、持ち帰っていただきまして、また情報提供いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、今ほどの報告につきまして、委員の皆様から何かご意見、ご質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。

(酒井委員)

らいふあっぷの酒井です。

質問なのですが、相談支援体制強化班の人材育成ワーキングのところなのですけれども、課題として、質の高い相談支援専門員の人材育成を目指すということで、課題の中で、各相談事業所で業務内容にばらつきがありということで、統一化というのでしょうか、そういったことに向けて研修などに取組まれたということなのですが、やはり、利用される方からすると、以前使ったときのサービス計画ではこうしてくれたのに、今回、縁があったところからはこうしてくれなかったというのは、やはりデメリットだと思うので、統一化を図っていくのはとても必要なことだと私も思っているのですが、実際、今年度、研修とかを行ってみても感想というか手ごたえというか、その辺りを教えていただけたらと思います。

(海老会長)

12月に行われた相談支援専門員人材育成研修の手ごたえでしょうか。

(酒井委員)

そうです。

(関川相談員)

酒井委員からの今ほどの質問を受けまして、関川から分かる範囲で説明させていただきます。

12月11日の研修は、相談支援専門員向けに人材育成の研修を行いました。その際に、午前中はケースを深めていくということで、事例検討として研修を行いました。午後には業務の手引きを行政から説明ということで、今まで、この研修の参加人数がとても少ないということも非常に課題になっておりましたが、今年度に限り、コロナ禍の中、87名の相談事業所の方が多く参加していただいて、それぞれの事業所の中で今やっている業務の見直し、また、質の高い

計画相談を目指している志というものが少し伺えたのかなと思います。それぞれの事業所が今まで計画を立ててきた中で、それぞれの事業所の中の解釈というものがあまして、計画を作成するだけで寄り添いというところが少し少なかったようなこともありますので、それぞれが今回、各事業所のほうで業務の流れ、業務の手引きに沿ってきちんと業務を行うという視点が得られております。

(海老会長)

酒井委員、いかがでしょうか。

(酒井委員)

分かりました。ありがとうございました。

(海老会長)

手引きにつきましても、9月30日に発出されてまだ半年といいますか、これからどんどん相談支援専門員の皆様の手元で育っていくものだと思っております。

(大杉委員)

先ほどの酒井委員のご質問にもつながるものなのですが、実際に私も相談支援専門員をやっていたことがあまして、事業所間でなかなか支援の差というのは分からなかったのですが、今年度、私は通所施設に戻ってきました、いろいろな相談が、実際に来所されて、手引きが発布されてからかなり変わった印象があります。特にサービス担当者会議がなかなか水面下で行われているような感じだったので、それが公に、事業所間とやれるというところがとても流利的に変わってきたのかなと、実際に思っています。とてもありがたい手引きだったと思います。

(富田委員)

新潟地区手をつなぐ育成会の富田です。会員の子どものほとんどが重度の知的障がい、自分の状況とか、自分が苦しいとか痛いとかということが伝えられないような子どもがほとんどです。

それで、新型コロナウイルス感染症対策ということで、うちの会員の一人が、療育手帳の更新か何かで障がい福祉課の方と相談員の方と面談があつて、いい機会だと思って聞いたそうなのですが、もしお母さんが新型コロナウイルス感染症の陽性になって入院しなければいけなくなった場合に、重度知的障がいの息子のショート先はきちんと確保して下さるのですよねと確認したところ、いや、濃厚接触者かもしれないので少し無理ですよねというような話になってしまって、絶望して私たちに訴えてきたような件がありました。やはり、本当にどうか、知的障がいの子どもが新型コロナウイルス感染症にかかった場合には、私たちは必ず付き添いするつもりでおりますし、保護者がなった場合はきちんとショートの確保はして下さ

るというような感じだったと思うので、そのところをきちんと現場の方にも徹底した情報をしてくださると助かります。

相談員の方々は、私たちや保護者にしてみると、本当に信頼している立場の方で、我が子のことを自分の次に知ってくださっている、特性も知っているし、パニックを起こしたときにどうするとか服薬のことも全部知っていて、なったらすぐ相談員に相談する方からショート先はないですと言われてしまうと絶望しかないので、どうにかショート先を探しますというような心意気といえますか、そういった対応をしていただけると、本当に、親が入院する、そういうせっぱ詰まったときには助かるので、相談員にも徹底していただけるとありがたいです。

(海老会長)

今ほどの新型コロナウイルス感染症というところになりますけれども、我が子がということになります、この場合はどなたでしょうか。こういったルートがあるよとか、回答できる方はいらっしゃいますか。

(竹田相談員)

富田委員からご発言いただいた件について、権利擁護班で、育成会の研修会にも行かせていただいて、クライシスプランの一つでもあるわけです。今年度におけるところの最大のクライシスが新型コロナウイルス感染症というリスクだと思います。そこに向けて、権利擁護班で、かりに感染したとしても安心して生活が続けられる体制整備を進めていこうということで研修会を行い、さらに、西区が中心だったのですけれども、西区では新型コロナ対策会議ということで2回、関係機関、医療機関、保健センター、全部巻き込んで対策会議を2回やって、クライシスに向けてどういう心構えや体制をしていったらいいのかということをお話ししまして、形としては、新潟市の場合は体制構築ということが、今ちょっと度忘れしてしまいましたけれども、ありまして、確実に濃厚接触者の場合にはこの形、感染者の場合にはこの形ということでの指示を入れるようになっていて、一番困るということは、まず、基本的にないだろうという形の研修を行ったのです。ただ、おっしゃったように、そのことを全市の計画相談の方々に伝えるというところまでは今年度は行っていないので、新型コロナウイルス感染症はまだ終わっていませんので、来年度の課題としてその辺のところをみんなで共有していくことを進めていきたいと思います。

(海老会長)

障がいの重い軽いにかかわらず、そういったコロナ感染ということが明確になれば、きちんと、重度の方ですからということなく、病院も含めて受入れが進んでいくだろうというところは、西区でも確認した案件だったかなと思います。

(指定係長)

障がい福祉課指定系の登坂です。よろしく申し上げます。

富田委員からご意見をいただいたところで、市の職員が同席した中でご家族が不安に思われるような発言があったということで、まずそれは大変申し訳ありませんでした。新潟市としては、特定の事業所を新型コロナウイルス感染症の場合に受け入れていただくということをお約束しているということではなくて、すべての事業所について受け入れをお願いするという形でお話しております。

感染者が出た場合、もちろん、ご本人が感染されれば入院になりますし、ご家族が感染してご本人は濃厚接触者になるのかならないのか。なるということになれば、基本的には、医療行政の判断になりますけれども、ご一緒に入院されるとか、ご事情に応じて変わりますけれども、まずは計画相談と、区役所障がい福祉課が連携して、ショートステイが必要ならショートの入先先を、ご自宅で生活するほうが良いということであれば在宅の訪問系のサービスを入れて、家族の代わりに介護する方を見つけることとなります。実際にはその方によって違うのですけれども、あと、らいとほうすの登録をされている方であれば、事業所がありますので、そちらで受け入れを調整するという形になりますので、〇〇事業所が入れますということではないのですけれども、ご家族の方が新型コロナウイルス感染症にかかって障がいのある方の行き場がどこにもないということが新潟市で起きないように取組んでいきますし、相談員には、先ほど竹田相談員からお話があったように、市の方針をはっきりこういうように調整してくださいというような話はまだできていないので、相談員の方もはっきりお話しがなかったのかもしれないのですけれども、受け入れが必ず見つかるように調整はしていきますので、ご不安に思われないうにしたいと考えております。

(海老会長)

ほかに委員の皆様から何かご意見、ご質問はありませんか。

先ほど、児童体制ワーキングの報告で少しありました。特別支援学校との連携はうまくいっているのだけれども、なかなか普通学校の特別支援学級との連携がいまひとつであるというご報告があったかと思います。この件については、西区でも話題になった関係なのですけれども、本山委員、いかがでしょうか。その辺、特別支援学校は、例えば、学福連携会議でも参加していただく対象になっておりますけれども、特別支援学校のお立場で、普通学校の特別支援学級との連携について何かご意見をいただけたところはありますか。

(本山委員)

私ども特別支援学校でも、福祉のこととかを保護者の方、校内だけでなく、特別支援学級、通常級にいらっしゃる障がいがある方の保護者であったり、あるいは学校の職員であったりしていただきたいというような説明会のようなものも設けたり、相談会なども設けたりして、

今年度はできなかったのですが、やってきてはいるのですが、なかなか学校職員は多忙であったり、なかなか学級が分けられないというような状況で、参加者が少なくて悩みの種で、基幹相談支援センター東の今田相談員にもいろいろご相談して、何かいい方法がないかという手探りの状態というのが実情です。学校職員の研修の場などがありまして、そちらでは何か福祉の方々とかに説明に来ていただけないものだろうかという話は、北区の自立支援協議会の中でも、させていただいているところなのですが、何しろ今年度は学校職員の研修もなかなかままならないような状態で、今年度、あまり進んでいないのかなというところなのですが、今田相談員からいろいろ探りを入れていただいているような状況です。答えになっていませんけれども。

(海老会長)

コロナ禍でなければ通常の研修がスムーズにできてというところもあるかと思います。そういったところだけではなくて、特に特別支援学校だけではなくて、普通学校の特別支援学級においても、何ら障壁となる部分はそれほどないものではないでしょうか。例えば、そのときの上司といえますか、校長とか教頭先生の考え方によるとかということもあるのだとは思いますが、いかがですか。

(本山委員)

管理職の考え方によるとかということよりも、むしろ本当に学校現場は教育で何とかしようという考えが強く、あと、医者に通われているお子さんであれば、医療との連携というものは多少図ろうと頑張っていると思うのですが、なかなか福祉というところに実際、まだ目が行っていないのではないかというのは、私はかなり昔の通常学校の勤務のときの思い出というか、過去の記憶によると、本当に自分自身も通常校にいたときは、福祉はなかなか触れることがなくて、福祉のしおり自体もそのころはまだ学校にも届いていませんでしたし、もう20年も前の話ですが、現場が福祉のことを知らない状態がまだあるのでしょうか。

(海老会長)

では、そのような立場で切り込む必要があれば、どんどん入っていかまわらないというご回答でよろしいでしょうか。

(本山委員)

はい。

(高井委員)

メイプルかめだの高井です。よろしくお願いします。

先回の全体会でも触れさせていただいたのですが、体制整備ワーキングの活動実績で、10月に公正中立、権利擁護の観点に基づいた再検討を開始となっておりますが、ありがとうございます。地域の方にとって理想の体制整備になると期待しておりますので、よろしくお願いいたします。



します。

変わって、なかなかコロナ禍ということもありまして、体制整備にかかる提案予定なども来年度に変更ということになっていますが、実際、次年度くらいから少しずつ進めているような形になるのかということと、ついては、それを情報共有する、周知する、関係者というのは、通所系であるとか入所系の事業所に対して、事前に何かしらのアプローチがあるのかということころを少し伺いたいと思っています。

あと、先ほどの話の中で、児童体制ワーキングのところから、管理者のお話なども伺われていましたけれども、もしワーキングの中で、それこそ学校側の困り感は何があるのですかという、福祉とうまく連携がとれない困り感みたいなものが、もしヒアリングしているのであれば、そちらを聞かせていただくとありがたいと思います。

(海老会長)

ケース移管の件をまず久代相談員から、いかがでしょうか。

(久代相談員)

来年度以降、どのように進めるかということですが、提案方法であったり報告の方法だったりは、今年度予定していたところでは、相談員の研修でということを検討していたのですが、今、ご意見を伺ったように、それこそ広く知っていただくということが進めていく中では大切だと思いますので、その周知の方法に関しましても、来年度以降進めていく中でどのように多くのところに広められていくかは検討していきたいと思っております。

(海老会長)

もう1点、学校の困り感について、今田相談員でしょうか。

(今田相談員)

学校の困り感ですけれども、困り感自体はたくさんあって、やはり問題行動とか、たくさんある児童が学校にたくさんいる部分はたくさんあります。ただ、私たちが学校に連絡したときによく言われることとして、あなたたちは民間なのか行政なのかとよく言われるのですけれども、やはり、福祉って何なのだろうというところが、その力を借りていいものかどうかという、何だか分からないことによって、新しいものは入れにくいというか、そういうところが一番大きな障壁になっているのではないかと感じるところです。例えば、それが虐待案件とかで児童相談所などが絡んでいるという、児童相談所などと一緒に行くとうまくいったり、行政の力をうまく活用しながら入っていくというやり方をしているところです。

(海老会長)

高井委員、いかがでしょうか。

ありがとうございました。

(渡邊委員)

地域活動支援センターピースの渡邊です。

権利擁護班の部分で5ページですが、活動実績の一番下の段、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により事業所での実施が困難となり、KeepSafe For Change の活動ができなかったとありますが、こちらは私どものほうです。昨年度はKeepsafe For Change という活動を行っていましたが、私どもの地域活動支援センターだと、生活介護には区分が出なくて利用できない。また、就労Bでは働くということがなかなか身につかない、というような制度の狭間の方からピースをご利用いただいております。制度の狭間の方、なかなか暮らしのルールという部分、身につく、身につかないというあたり、なかなか覚えにくいところが多々見受けられておりましたので、昨年度実施しまして、非常にいい事業だったと思っております。今年度、申し訳ありませんが、新型コロナウイルス感染症の影響ということで私どもは実施できませんでしたが、また引き続きピースでも KeepSafe For Cange 活動、暮らしのルール勉強会という形で実施してはいましたが、来年度も実施していきたいと考えておりますので、ご意見として述べさせていただきます。

(海老会長)

昨年度は、シリーズで基幹相談支援センター西が入って重点的にやらせていただいたかと思えます。なかなかコロナ禍の影響で研修ができない。しかし、やれるところはオンラインとかそういった方法で、例えば、今ほどありました担当者会議などもオンラインでやっていくような時代になるのかなと、そうせざるを得ないのかなということも西区で少し確認できたところではあります。

いろいろご意見をいただきました。まだまだご意見ある方がいらっしゃると思いますけれども、先ほど本多委員からもありましたように、この体制のほうが、相談支援連絡会の体制自体、変わって1年ということもあります。来年度、またどういった体制に変わるのか、事務局を中心に検討を重ねているところです。また新しい体制のことも生きてくるのかなということもありますが、まずは1年間の成果のご報告をさせていただいたところです。ありがとうございました。

続きまして、議事(3)運営事務局会議における検討状況についてということで、佐藤副会長より説明していただきます。佐藤副会長、よろしく願いいたします。

(佐藤副会長)

よろしく願いいたします。それでは、会議における検討状況の報告をさせていただきます。

資料3をご覧ください。今年度の運営事務局会議の開催状況は1ページのとおりになっております。

ページをはぐっていただきまして、2 ページ目から 4 ページ目までが昨年度までの要望、検討課題となっております。5、6 ページが今年度新たに出された検討課題になります。

戻っていただきまして、2 ページ目です。報告させていただきます。入所待機者の解消についての検討課題です。課題を検討するに当たり、緊急度の低い方が長期待機している状況があるために、計画相談支援事業所を対象に聞き取り調査を実施しております。その結果、区役所に入所申請があった後に担当の相談員がそのことを知るというケースが一定数あることが見えてきております。区窓口に入所の相談があったときに、計画相談と連携を図り、真に必要なタイミングで申請に繋げる対応が必要だろうということになりました。また、グループホームに入居中の高齢障がい者が待機していたり、グループホームにおける休日の支援が不十分なために待機しているケースがあるということから、介護施設への移行を含めた検討が行えるよう、グループホーム及び計画相談向けの説明会を開催するとともに、グループホームの運営改善に向けた周知の必要があると考えております。課題解決に向けて一定の方向性を確認できたことを報告させていただき、運営事務局会議における検討課題としては終了させていただきますが、引き続き、担当ワーキングでの取組みを継続していく予定となっております。

次に、3 ページ目の (2) 重度化、高齢化を見据えた居住機能についてです。重度者の受入可能な事業所を各区に増やすために、市単事業である強度行動障がい支援実地研修の実施方法について、確認を行いました。市は、来年度、この実地研修の内容の見直しを行うとともに、地域生活支援拠点等事業の拡充により、受入れ可能な事業所の調整を図る方針であることを確認しました。また、グループホームにおける重度者の受入れ促進については、令和 2 年度から市単事業のグループホーム補助金の見直しが行われ、区分 4 以上の重度者支援を評価する内容としたことから、これを継続することを確認しています。また、介護保険サービスとの連携等を含め、住み慣れた地域で安心した生活を継続できる地域づくりについて、引き続き取組みを継続していく予定として、運営事務局会議における検討課題としては終了とさせていただきます。

(3) セルフネグレクトについてです。虐待対応マニュアルの整備について、国の対応マニュアル改訂に併せ、市のマニュアルの見直し作業を権利擁護班で行ってまいりました。運営事務局会議における検討課題としては終了とさせていただきたいと思っております。セルフアドボカシー支援の啓発については、引き続き権利擁護班で実施する予定となっております。

(4) 支援に特段の困難をかかえるケースの受入れについてです。支援困難なケースについては、18 歳までの児童期における適切な支援により重度化を防ぐ取組みが必要であると考えます。また、強度行動障がいの方への支援については、先ほど 3 ページの (2) ①で報告したとおりです。こちらも引き続き担当ワーキングでの取組みを継続していくこととして、運営事務局会議における検討課題としては終了とさせていただきます。

5 ページ目に移りまして、ここからは今年度の検討課題になっております。(1) 強度行動障がい児の受入れ先についてです。昨年度までの検討課題として挙げられている3 ページ目の(4)に課題情報を追加して検討課題に含め、地域生活支援拠点班の拠点機能調整ワーキング及び入所施設等ワーキングにて検討いたしました。令和2年度の卒業生の通所事業所の調整は終わっておりますが、支援困難なケースについて、引き続き相談支援専門員と区担当者及び学校の連携強化を図り、早い段階からの対応を行っていく必要があると考えています。こちらも引き続き担当ワーキングの取組みを継続していくこととし、運営を事務局会議における検討課題としては終了とさせていただきます。

(2) 強度行動障がい及び触法ケースに特化したグループホームについてです。先ほどの課題と同様に、昨年度までの検討課題として挙げられている3 ページの(4)に課題情報を追加し、検討課題に含めて、地域生活支援拠点班の拠点機能調整ワーキング及び入所施設等ワーキングにて検討いたしました。グループホームにおける重度者の受入れ促進については、先ほどの3 ページの(2)の②でご報告したとおりです。また、市内入所施設の定員数については、県内のほかの圏域に比べて非常に少ない状況であることから、市外施設を含めた入所調整は今後も必要となります。次期障がい福祉計画では、県の計画と調整し、新潟市の施設入所支援サービス量の増加を目標に挙げ、サービス提供体制の整備に取り組むことを確認しております。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応についてです。①緊急時の事業種別のガイドライン・対応フロー新潟市版の作成です。②新潟市における事業種別の助け合いシステムの構築。③感染者が差別されないための教育や文化の醸成。以上3点について、運営事務局会議内にて協議・確認を行いました。

①については、保健所が作成した共通マニュアルで対応することを前提として、個別フロー等については必要に応じて検討されることを確認しております。②入所施設とグループホームの職員に感染者が出た場合、基本的に同一法人内で調整・対応し、それでも手薄な場合は他法人から応援に来てもらうという新潟県主導の取組みに新潟市も加わっている状況です。③について、各事業所の不安解消のためにも、感染症に対して正しく備えるための情報を発信し実践することで、差別されないための教育や文化の醸成につながるものと考えております。以上、運営事務局会議にて協議確認を行うことができたことから、検討課題としては終了とさせていただきます。新型コロナウイルス感染症の対応については、今後も必要に応じて運営事務局会議でも検討していきたいと考えております。

(海老会長)

今ほど、運営事務局会議における検討状況について報告していただきました。委員の皆様、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

それぞれの項目に終了と書かれておりますが、運営事務局会議での検討課題としては終了ということなので、引き続きワーキングでは検討を継続していくといった意味合いになりますので、ご承知置きいただければと思います。

それでは、今ほどの運営事務局会議の報告、また引き続き来年度以降も継続的に議論に挙げて検討を加えて、より少しでも形になるものにできるように検討を重ねてまいりたいと思います。

それでは、会議が始まってから1時間ほど経過しましたので、10分間ほど休憩を入れさせていただきます。お手元の時計で3時ちょうどにまた議事を再開したいと思いますので、3時までにお集まりいただきたいと思います。

(休憩)

(海老会長)

皆さんおそろいのようなので、後半を始めさせていただきます。ここまで本当に皆様のご協力のおかげでほぼ時間どおり進行させていただくことができいております。引き続き、よろしくお願いいたします。

続きまして、(4) 令和3年度の主な事業についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

(障がい福祉課長)

皆さん、お疲れさまです。障がい福祉課の長浜と申します。主な事業ということで、令和3年度の障がい福祉関連の予算について、主なものをご説明させていただきます。資料4、令和3年度障がい福祉関連予算についてという資料になります。こちらは、はじめに障がい福祉課所管の事業について説明した後、こころの健康センター、それから学校支援課の所管する部分について、それぞれの部署から説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。まず、令和3年度当初予算の総括になります。障がい福祉課所管の歳入予算総額は141億2,749万7,000円で、対前年度比でおよそ5億9,000万円、率にして4.4パーセントの増となっております。これは主に介護給付費等の増に伴う国、県の負担金が増額しているということによるものです。一方、歳出の予算総額は228億539万7,000円で、対前年度比でおよそ4億200万円、率にして1.8パーセントの増となっております。こちらは今ほど歳入で説明したとおり、主に介護給付費等事業の増によるものです。

続いて、障がい福祉課の新年度事業の内、主な事業について説明いたします。昨年度、新潟市では、限りある財源の中で直面する課題に対応していくために、令和2年度、今年度からの

3年間で集中改革期間として、事務事業の選択と集中に取り組む新潟市集中改革プランを発表したところです。障がい福祉分野におきましても、今年度7事業、そして新年度から新たに3事業を追加して、計10の事業について施策の方向性や社会情勢の変化に対応するために見直しを行うこととなったところです。

また、昨年から本市におきましても新型コロナウイルス感染症が流行しまして、市民生活に大きな影響を及ぼしているところです。本日は、はじめに集中改革プランで見直しを行った事業について説明し、その後、新型コロナウイルス感染症の関連事業、最後にその他の主要な事業について説明させていただきます。

順番に説明させていただきます。はじめに、昨年度見直しを行った事業についてです。(1)障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成、人工透析患者通院費助成事業費です。こちらは二つの事業をまとめて説明させていただきます。まず、障がい者福祉タクシー利用料金・燃料費助成ですが、この事業の見直しにつきましては、今年度から精神障害者保健福祉手帳の1級の所持者を対象者に加えて、3障がいの一元化を図るとともに、自動車燃料費助成についてはタクシーと同様、週1回程度の利用を想定した助成金額に上限を引き下げました。一方で、タクシー利用助成については、1回の乗車において利用できるタクシー券の利用枚数を2枚から3枚に変更して、交通手段間の活動範囲の平準化を図ったところです。なお、自動車燃料費助成の上限額の引き下げについては、利用者への影響を考慮して段階的に引き下げることにいたしました。今年度は助成上限金額を1万8,000円、令和3年度以降、助成上限金額を1万円とするところです。

続いて、人工透析患者通院費助成事業費ですが、この事業については、実態を踏まえ、助成額を拡充することとし、今年度からタクシー券については交付枚数を40枚、1回の乗車において利用できる枚数を2枚から3枚に拡充ということです。また、バス代、自動車燃料費についてもタクシー券と同様、助成上限金額は2万円に引き上げたところです。

続いて、(2)グループホーム運営費補助金です。この事業は、共同生活の場として運営されるグループホームの運営費に対して補助を行うものですが、国のサービス報酬が事業運営の実情になかなか見合っていないことから、重度障がい者を多く受入れているグループホームでは、運営に係る経費が不足してしまう施設があることから、重度障がい者の地域移行を進めるためにも、市からの補助金を令和2年度から拡充することとして、令和3年度も引き続き継続する予定です。内容としましては、介護人同居経費補助を廃止する一方で、障がい支援区分に応じた利用実績に基づく補助について、障がい支援区分にかかわらず、利用者の受入れ一人当たりの補助を増額するとともに、重度障がい者の受入れ促進のため、支援区分4以上の利用者の受け入れ一人当たりの上乗せ補助を支援区分に応じて大幅に増額をしたところです。

続いて、(3) 意思疎通支援費です。この事業は、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、手話通訳や要約筆記の意思疎通支援者を派遣して、活動時間に応じて報酬を支払うものですけれども、通訳を行った実働時間のみを活動時間として今まで見ておりました。令和2年度からは、事前の打ち合わせや機材準備、後片付けの時間について、1時間を上限として活動時間に加えることといたしまして、意思疎通支援者の処遇改善を図ったところです。

なお、令和3年度の予算額が元年度と比較して減額となっているのは、制度を見直したということではなくて、新型コロナウイルス感染症の影響による派遣の件数の実績が減ったということで、予算が少し減っているという状況です。

続いて、(4) 障がい者デイサポートセンター明日葉事業です。こちらの事業については、令和2年度から利用実態に併せた持続可能な施設運営を目指して、これまでのサービスを継承しながら、常に介護を必要とする方に対して日常生活上の支援を行うため、サービス形態を生活介護へ移行し、国や県の財源を活用することで収支の改善を図ったところです。また、サービス形態の転換に当たりまして、既存利用者の内、障がい支援区分が足りない等の理由により、生活介護へ移行できない方については、市の独自サービスとしてこれまでと同等のサービスを提供しているところです。

続いて、(5) 更生訓練費給付費です。この事業は、自立訓練・就労移行事業所へ定期的に通所する障がい者に対し、通所交通費の一部を助成するとともに、訓練に必要な物品購入費を助成するものでしたが、通所交通費の助成については、障がいの種別や所得によって異なる交通費助成制度が、この事業を含めて三つ混在していたことから、令和2年度より、次に説明する

(6) 訓練・就労系事業所等通所交通費助成に制度を統一したところです。また、訓練にかかる物品購入費の補助については、定額給付から実費支給へと見直したところです。

続いて、(6) 訓練・就労系事業所等通所交通費助成です。この事業は、障がい福祉サービス事業所等に通所する障がい者に対し、通所交通費の一部を助成するものです。先ほどご説明したとおり、三つの通所交通費助成制度が混在していたものを令和2年度から一つに統廃合することで、助成対象、助成額、手続きを統一したところです。以上の7事業が今年度から見直しを行った事業の現状になります。

続いて、令和3年度から新たに見直しを行うこととした三つの事業についてご説明いたします。はじめに、(7) まちなかほっとショップ運営費です。この事業は、障がい者の社会参加や理解促進を推進するために、授産製品の共同販売窓口であるまちなかほっとショップを設置し、運営主体に対して運営費の一部を補助するものです。将来的に、補助に頼らない店舗運営に向けて、令和3年度から店舗販売事業者等の見直しを行ったところです。今後も経営改善を促し

ながら、段階的に補助に頼らない店舗運営となるよう取り組んでいきたいと考えております。

続いて、(8) 障がい者就業能力向上支援事業、ITサポート事業です。この事業は、新潟大学と協力して新潟市障がい者ITサポートセンターを設置し、障がい者の特性に合わせたIT技術の取得を支援することで、在宅での就業、社会参加の促進を図るものです。こちらはこれまで市の単独事業として実施してございましたけれども、新たに国や県の補助金のメニューが創設され、国や県の財源を活用することによって、市の一般財源を削減したところです。

事業内容については、障がい者本人に対する直接支援から教育機関や医療機関等への間接的な支援によってさらに利用者に支援をつなげていくという階層型支援モデルの拡充に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、(9) 農業を活用した障がい者雇用促進事業です。この事業は、障がい者の農業分野での就労の機会及び訓練の場の拡大を図り、地域で自立した生活を送ることができるよう、農家と就労を希望する施設等をコーディネートするあぐりサポートセンターを運営するものです。農作業を委託する農家や作業を受託する障がい者施設に対する謝礼金の広報や活用によってマッチングの件数は増加してきておりまして、近年は謝礼金の活用によらないマッチングも増えてきたことから、あぐりサポートセンターの人員配置を見直すとともに、謝礼金の支給事業は今年度で終了したいところです。今後、あぐりサポートセンターでは、これまでにマッチングで得られた関係性をしっかりと継承しながら、セミナーの開催による普及啓発や農福連携に関する相談窓口としての役割を継続していきたいと考えております。集中改革プランの取り組み事業については、以上です。

続いて、2. 新型コロナウイルス関連事業についてご説明いたします。はじめに、(1) 障がい者支援施設等におけるPCR検査等費用助成事業です。この事業は、障がい者支援施設等が運営上必要不可欠と判断した場合に、新規入所予定者及び職員に対し実施する自主検査に係る費用の一部を助成するものです。検査の対象はPCR検査もしくは抗原定量検査とし、検査に係る費用の2分の1を補助いたしますが、補助上限としては、PCR検査が1万円、抗原定量検査が3,750円となっております。

続いて、(2) 障がい福祉サービス等事業所サービス継続支援事業です。この事業は、障がい福祉施設の利用者または職員に新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合や、もしくは新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者に対応した場合に、感染機会を減らしつつ必要な障がい福祉サービスを継続して提供するためにかかった経費に対して補助を行うものです。対象経費については、施設、事業所等の消毒・清掃費用やサージカルマスクや使い捨て手袋等の衛生用品の購入費用、サービス提供継続に必要な人員確保のための賃金等通常の障がい福祉サービスの提供時では想定されないかかり増し経費が対象になります。新型コロナウイルス感



染症関連事業の予算については以上です。

最後に、3. その他の主な事業について説明させていただきます。はじめに、(1) 共生のまちづくり条例関連事業です。この事業は平成 28 年 4 月に施行した新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及啓発を図るための事業です。令和 3 年度は条例周知に係る研修会、講習会等を継続的に開催するとともに、障がいのある人とない人がふれ合う機会の拡大、創出や、障がい者アート等を活用した効果的な周知啓発など、共生社会の実現に向けたともにプロジェクトをさらに推進してまいります。ともにプロジェクトでは、昨年度に引き続き、小中学校における福祉教育の中で、障がいのある方にゲストティーチャーとなって授業をしていただいた際に、そのゲストティーチャーに対する謝礼を補助いたします。また、バスターミナルをはじめとした公共空間や公的施設などに障がい者アートを展示して、条例認知度が低い傾向にある若年層の方々が障がい者の文化芸術作品に触れる機会の創出をしていくとともに、令和元年度から本格的に開始をいたしました、ともにエントランス事業で共生社会づくりに取り組んでいる、もしくはこれから取組もうとしている企業間のネットワークを構築して、情報交換やノウハウの共有を促進することで、民間における共生社会づくりの動きを活性化させてまいりたいと考えております。

続いて、(2) 社会福祉施設等整備費補助金です。この事業は、居住の場であるグループホームや日中活動系サービスの施設整備等に要する経費を補助するもので、令和 2 年度の補正予算において、障がい者支援施設 1 棟の改築、定員 50 名分に対し、3 億 2,850 万円の予算措置をしております。補助対象施設については、多くの重度障がい者の受け入れが可能な施設の整備を優先的に選定したところです。今後も重度障がい者の地域生活移行、入所待機者の解消に向け、補助事業に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、(3) 日常生活用具給付費です。この事業は、障がい者児が日常生活を容易に過ごすために必要な用具を給付するものです。社会的、経済的な変化を踏まえ、必要に応じて給付品目の見直しを行ってまいりたいと考えております。

続いて、(4) 強度行動障がい者（児）支援職員育成事業です。施設・事業所の職員に対し、実際に強度行動障がい者児を支援する現場での研修の場を設けることで、強度行動障がい者児を適切に支援できる事業所及び職員を増やし、本人またはその家族が安心して暮らせるような環境を整えていきたいと考えております。平成 27 年度より本市が独自に取り組んでいる事業ですが、実際の支援の現場における研修となっているので、研修受講者からは大変好評を得ているところです。本市におきまして、強度行動障がい者児の支援強化については重要な課題となっておりますので、受講事業者からの意見や感想を聞きながら、より効果的な研修となるように取り組んでいきたいと考えております。

続いて、(5) 介護給付等関連事業です。各種障がい福祉サービスの提供を通じて、地域での自立した生活の推進を図ってまいります。提供する主なサービスについては記載のとおりです。なお、令和3年4月の報酬改定で、サービス全体で0.56パーセントの増が実施される予定となっております。

続いて、(6) 障がい者基幹相談支援センター事業です。障がいのある方からの相談や情報提供などの支援を行うほか、共生のまちづくり条例に係る障がい等を理由とする差別相談機関として、相談支援体制の強化を図っているところです。相談件数といたしましては、令和2年度は2万3,325件の見込みということです。平成27年度の開設以来、さまざまなケースに対応して実績を重ねてきたことで関係機関への周知も進み、市内の障がい福祉体制を考えるうえで欠かせない存在となっております。今後も業務のあり方ですとか適正な相談員の配置などの課題を検討しながら事業を継続していきたいと考えております。

続いて、(7) 障がい者就業支援センター事業です。新潟市障がい者就業支援センターこあサポートについては、障がいのある方の一般就労と企業の障がい者雇用を推進するための中心となる施設ということで、受入れ企業への助言や就職を希望する障がいのある方からの相談、それから就職後の定着支援まで一貫した支援を実施しているところです。令和元年度からは、就業支援員を5名から6名に増員して体制を強化して、障がい者雇用に取り組む企業の開拓、それから丁寧な支援に努めているところです。令和2年度のこあサポーターの登録者は12月末現在で新規に116人、登録者累計としては1,406人となっているところです。

続いて、(8) 障がい者夜間休日相談支援事業です。こちらは、障がいのある方が住み慣れた地域で安心した生活を継続して送ることができるよう、24時間365日の相談支援体制を構築しているものです。個別相談支援の対象となる重度障がい者児に対しては、緊急時の対応プランを作成し、訪問支援、受入れ支援を実施することで、地域生活支援拠点等事業の相談機能及び緊急時の受入れ・対応を行う機能の整備に位置づけております。主な事業内容といたしましては、ここに記載の①から⑤まで書いてあります。この内容について、引き続き令和3年度も実施していくところです。

最後に、(9) 障がい者の多様な働き方推進事業ということで、これは新年度の新しい事業になります。障がい者就労施設等の受注機会・就労機会の拡大を図ることで、福祉的就労の支援や社会参画を推進し、さらには市役所の働き方改善にもつなげていければと考えております。令和3年度のみ単年度事業として実施する予定ですが、この事業で得た成果を今後も活用していきたいと考えております。

障がい福祉課分の説明については以上です。

(飛澤主査)

こころの健康センターの飛澤です。こころの健康センターからは、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業についてご説明いたします。

23 ページをお開きください。精神障がいのある方が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるように、平成 26 年度から精神保険医療福祉体制の整備を進めています。令和 2 年度は既存の会議を拡充しまして、当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場である新潟市精神障がい者の地域生活を考える会を新たに立ち上げました。この会議は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たって、当事者の視点を基盤とした協議が行えるように、当事者とご家族からそれぞれ 2 名の方に委員にご就任いただいております。今年度の考える会は、11 月と 1 月に開催し、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育などさまざまな観点からご協議いただきました。この協議をもとにテーマごとに三つのワーキンググループを立ち上げ、地域課題の解決に向けて具体的な取組みを検討していくことになりました。

ワーキンググループは人材育成、ピア活動、企画・調査の 3 班となります。人材育成班では、平成 26 年度から行ってきました研修会や社会資源見学ツアーをブラッシュアップするとともに、新たな取組みについて検討していきます。ピア活動班では、精神障がいのある方やそのご家族が孤立しない、させない支援体制づくりや仲間づくりを目指し、ピア活動について検討していきます。ここでは、当事者による当事者支援だけでなく、当事者と支援者の協働による支援のあり方も模索していきます。令和 3 年度は当事者交流会や合同相談会などの開催を検討しています。企画・調査班では、精神障がいのある方が何に困り、何を望んでいるのか、具体的に知るために、新潟市障がい福祉政策に関するアンケート調査の結果を分析し、さらなる調査を含め、今後の取組みについて検討します。全体会では、地域課題の洗い出しに加えて各事業やワーキンググループでの検討についての評価を行い、支援体制や地域基盤の整備等について検討します。令和 3 年度は 5 月と 11 月の 2 回開催を予定しております。なお、令和 3 年度の事業については、新型コロナウイルス感染症の流行状況を見ながら、ウェブでの開催やホームページを活用した資料提供など、手法を工夫して実施していきます。今後も精神障がいのある方が安心して生活できる地域づくりと精神障がいのある方が活躍できる機会づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

(関原指導主事)

引き続き、特別支援教育についてです。学校支援課の関原と申します。

24 ページをご覧ください。特別支援教育について、大きく二つ、特別支援教育の推進と就学支援にかかわるものの 2 点あるのですが、まず、(1) 特別支援教育の推進です。

主な事業は六つあります。主なものを説明いたします。(2) 特別支援教育サポートセンター

や就学相談会における支援・相談等です。この事業では、西大畑にあります特別支援教育サポートセンターを中核として東西の特別支援学校、それからすべてに設置した発達障がい通級指導教室が相互に関連し、医療、福祉、保健等、関係機関と連携しながら就学相談や教育相談を行って、小中学校に在籍する支援を必要とする児童生徒の支援を行います。

サポートセンターの対応件数は、令和3年1月末までに延べ959件あります。また、学校訪問による支援は500件です。相談内容は、教育相談、就学相談、学校や園への支援、学習指導にかかわる支援など、そのニーズは多様です。学校支援件数は令和3年1月末で507件です。学校の多忙化解消に配慮し、できる限りサポートセンター職員が訪問するようにしています。学校や園からの依頼は、指導にかかわる事項や支援体制についての相談が多く、対応は多様であり、慎重な対応が求められています。指導主事や相談員が訪問して、具体的な支援を行っているところです。

(3) については、特別支援教育推進校による支援・相談等です。各地区の発達障がい通級指導教室の設置されている学校が来年度は12校になりますが、特別支援教育推進校として位置づけて、各地区内の通級指導や学校支援に当たります。

(4) 合理的配慮セミナーの実施です。特別支援教育にかかわる新潟市立幼稚園や学校教職員の特別支援教育に係る専門性向上のため、管理職、教務主任、特別支援教育コーディネーター等、職員別の研修を実施いたします。管理職や主任など、職員別に特別支援教育に関する研修を行うことにより、校長のリーダーシップのもと、全教職員で特別支援教育に関する知識や考え方を共有し、特別支援教育を全校体制で組織的、計画的に推進することをねらっております。

25 ページをご覧ください。(2) 就学支援委員会費にかかわるものです。就学を迎える幼児、保護者が安心して修学できるよう、相談支援を行っています。5月に春の就学相談会、7月、8月に夏の就学相談会、11月に秋の就学相談会を行い、一人一人の子どもに合った学びの場について、保護者に情報提供と相談支援を行っています。就学相談会に参加する保護者数は年々増加しています。また、小学校入学に当たり、児童一人一人の情報を学校と保護者が共有できるように、入学支援ファイルを作成し、個々のニーズやこれまで受けてきた療育や支援について引き継ぎ、学校生活のスムーズなスタートを支援しているところです。令和3年度もこれらの取組みを充実することを通して支援を必要とする児童生徒が自立と社会参加することができるよう、努めてまいります。

(海老会長)

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(秋山委員)

新潟県障害者リハビリテーションセンターの秋山です。よろしくお願いします。

7 ページの更生訓練費給付費についてお伺いしたいのですが、令和 2 年から引き続きということだと思えるのですが、3 年度の予算が大幅に減となっているのは、定額支給から実費支給となったことで申請がかなり減っているのかなと思われま。当センターにおいても自立訓練と就労移行支援の利用者が三十数名いらっしゃるのですが、実際に申請していらっしゃる方が 1 名なのです。どのような背景があってこういう予算減となったのか、教えていただきたいと思ひます。

(就労支援係長)

障がい福祉課就労支援係の織田島です。

更生訓練費給付費は今まで、通所に係る経費と訓練にかかる経費の 2 本立てでありました。令和 2 年度の見直しにより、通所に係る経費については障がい特性により 3 つに分かれていた制度を訓練・就労系事業所等通所交通費助成に一括したことにより、通所に係る分が大幅に減っています。訓練等に係る経費は、定額支給したことにより実費に見直したという影響といったところはあるのですが、そのような実績から予算を考えました。

(高井委員)

メイプルかめだの高井です。私からも更生訓練費給付費について、少しお話しさせていただければと思ひます。質問というよりは、私どもも自立訓練というサービスを提供する中で、少しどうしようかと思っている事例がありますので、そちらを報告させていただければと思ひます。

実際に、更生訓練費給付費の支給が自己負担費用の実費支給となって、現状により近く精査されたいきっかけだったと思ひます。ただ、その中で、利用者の方で更生訓練費給付費の支給の手続きについて、前向きに考えられない方がいらっしゃるのです。月の更生訓練費がかかりました。例えば、500 円だとしたときに、実際に書類を作成して区役所まで届けると、区バスの往復で 200 円、封筒を買って切手を買って郵送すると百いくらですよね。実際に、自分が実費負担で訓練のための費用を買ったのだけれども、その一部、実際はもしかしたらほとんど戻ってこないような状態になっているのだしたら、これは上げないほうがいいよねという利用者の方もいらっしゃるのです。ただ、実際にこういう取組み等の支給については、ご自身が責任を持って区に申請するということは十分分かりますし、私たちも勧めているつもりなのですが、皆さんにとっては、区バスの往復 200 円とは言えども、彼らにとっては大切な 1 日の食事の 1 食分だったりするのです。そういった中で、例えば、更生訓練費給付費の費用が少ない場合は月を合算して後ほど請求するとか、そのようにできるだけ申請するに当たっての経費を削減して申請するようなシステムが作れると、彼らの自己負担が少しは減っているか

などというようにいつも考えながらサービス提供しているのです。そういうご相談は今後、可能かどうかというところ。今、回答はできないかもしれませんが、そういう相談もいずれ乗っていただけるのでしょうかということで、すみません、私の事例紹介とさせていただきたいと思います。

(就労支援係長)

そういった支給されている実態を今回、教えていただいて、ありがとうございます。こういった状況をこちらでもほかの事例を集めながら、こういった支給の仕方が皆さんにとっていいのかなということは検討の一つにしていきたいと思っています。

(海老会長)

前向きに検討していただくということで、お願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、これで議事は終了とさせていただきます。

続きまして、報告になります。まずは報告 1、障がい者基幹相談支援センター事業報告になります。これについては、基幹相談支援センター西の竹田相談員から説明をよろしく願います。

(竹田相談員)

資料 5-1 と 5-2 を説明させていただきます。時間もありませんので、ざっくりと説明させていただきます。

基幹相談支援センターは丸 6 年が経過しまして、この 4 月から 7 年目に突入しようとしております。見ていただければ分かりますように、担当エリアは基幹センターごとに大体 20 万人に 1 か所ですから、大体中核市に一つずつのセンターがあるという形で設置され、動いてきているわけです。

人員体制は、相談員全体で 18 名、事務員が 4 名、合わせて 22 名で動かしております。当初はどうしても自分の担当区だけ頑張るという感じの指向性になりがちだったので、今現在は 80 万新潟市全体をこの 22 名で支えようという流れで、全部で力をワンチームでやっという体制で動いております。

業務内容は、以前から変わらない 6 本柱で動いております。6 本柱の具体的な内容については、これ以降の資料において記載されておりますので、見ていただければと思います。

特徴的なところを述べさせていただきますと、総合相談、専門相談は、見ていただければ右肩で件数としては下がっているのです。これはなぜかという、私たちは当初においてはあらゆるところからあらゆる相談が雨のように降ってきている状況にさいなまれておりました。体制整備とか、本来的に大事な仕事に全く手がつかないというのが最初の数年であったように憶

えております。そういった体制整備に力を入れて、新潟市におけるところの重層的な相談体制の整備に力点を置いて、自立支援協議会の組織化に力を図り、そういった形をしていく中で、計画相談員の基本相談とか、あるいは各種それ以外の相談機関で担っていただける部分の相談とか、そういう適正な相談先に結びつけるという対応を進めてきた中で、件数自体は減ってきておりますけれども、全体としての相談対応量は伸びていると考えております。そのような形で件数の変化についてはとらえていただければと思っております。内容においては、重心、発達、高次脳機能障がい、難病を含めた従来の3障がいに加えて七つのざっくりとした障がいすべてにわたっての対応をやらせていただいております、極めて高度な専門性が必要になってきております。また、厚生労働省が最近言っております、地域包括的な相談体制に対応するような形での生活困窮、虐待、世帯全体、多問題世帯というところの対応についても対応できるような相談支援専門員と私たち基幹相談員等のスキルアップを図っていく研修体制に力を入れてきているところです。

6 ページ以降については、各区、団体においてどのようなバラエティに富んだ活動をやっているかを一覧にしてあります。9 ページで地域移行・地域定着の促進の取り組み、これはこの健康センターと一緒に取り組んできているところです。

10 ページにあります(4) 権利擁護・虐待の防止については、ここにおいての数値を見ていただければ、私たちの変化が見てもらえるのではないかと思います、明らかに権利擁護、虐待に関する対応件数については増えております。より専門的な、必要な部分についての対応は増やしてきているという内容になっております。

11 ページ目の(5) 障がい児等療育支援事業ですけれども、これらについては、先ほど相談支援連絡会の療育等支援班の中で二つのワーキングを通じて強力に、今、基幹センターとしては児童の問題を重点的に力を入れていこうということで、進めているところです。

12 ページ目の(6) 共に生きるまちづくり条例にかかる相談及び啓発活動については、このところが明らかに下がってきていて、この下がりはいくつかのことを私たちはかなり考えておまして、来年度以降、この部分の啓発に少し力を入れて、障がい理解にかかわる重要な部分で、津久井やまゆり園の問題を含めて、もう一度障がいがある方が安心して暮らせる新潟市づくりということの要になる分野だと思うので、そのところを管理係と一緒に進めていきたいと考えております。

資料5-2以降は相談対応の具体的な事例ですので、後で読んでいただければと思います。

(海老会長)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等があればお願いいたします。

6年経過した基幹相談支援センター体制ですけれども、さまざまな相談に対応しているとい

うことがお分かりかと思えます。

(海老会長)

それでは、続きまして、日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・評価について、事務局から説明をお願いいたします。

(指定係長)

資料6をご覧ください。日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・評価についてです。令和3年度から、日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告及び評価が必要になりますので、その件について説明いたします。

まず、日中サービス支援型共同生活援助ですけれども、障がい者の重度化、高齢化に対応するために介護サービス包括型、外部サービス利用型に加えて平成30年度からの新たなグループホームの類型になります。短期入所を併設することで、地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援も行います。令和2年度末では新潟市内に日中サービス支援型の事業所ありませんけれども、令和3年度に開設希望の申請がきております。日中サービス支援型共同生活援助を行う事業所は、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に事業の実施状況などを報告し、実施状況について評価を受けるとともに、必要な要望、助言を聞く機会を設けなければいけないとされています。

つきまして、日中サービス支援型共同生活援助事業所の新規指定及び共同生活援助の類型を日中サービス支援型に変更する際の協議会への報告及び評価に係る運用について定めましましたので、報告させていただきます。評価を行う協議会ですが、本市においては新潟市障がい者地域自立支援協議会が対象となります。原則、9月または10月に開催される協議会において報告・評価を行う予定です。

指定から評価の流れは、基本的に通常の事業所が指定を受けるまでの流れと変わりません。指定後に最初に行われる協議会において報告及び評価を行う予定としております。報告及び評価は、少なくとも年1回行う必要がありますので、開設後、毎年行っていくことになります。また、もし運営に問題がある事業所である場合など、必要と認められた場合は、障がい福祉課へ指定申請する前に協議会に対して運営方針や活動内容を説明し、評価を行う場合もあります。

協議会への報告・評価の流れですけれども、事業実施状況報告書を事業所が障がい福祉課へ提出し、協議会の当日は、提出された書面及び障がい福祉課担当者の説明により報告を行うこととしております。それに対して、協議会で評価をいただきます。協議会で出された意見や評価については事業所へ結果を通知いたします。最初は令和3年9月または10月の自立支援協議会に報告及び評価を実施することになりますので、皆様にはご承知おきいただきますととも



に、適正な事業所運営となりますようご協力いただきたく、よろしくお願ひいたします。

(海老会長)

今ほどの日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・評価についてのご説明について、委員の皆様、何かご意見、ご質問等はありませんか。

(大杉委員)

お聞きしたいのですけれども、日中サービス支援型、グループホームプラス短期入所ということなのですが、利用者目線で相談、計画を立てると思うのですが、こちらの支給決定はどのように支給決定すればよろしいですか。グループホームと短期入所両方の支給決定が必要なのでしょうか。

(給付係長)

給付係の星野です。支給決定については、グループホームご利用の方はグループホームのみとなります。短期入所はグループホームご利用者以外の方で地域で生活されている方を短期入所で受入れていただくという形になりますので、現状でもあるグループホーム併設型の短期入所のイメージを持っていただければと思います。

なお、グループホームの入居者については、日中サービス支援型ですので、日中に生活介護等の通所サービスのご利用が困難な方が想定されますが、完全に通所ができないということではありませんので、日中サービス支援型グループホームに入居した場合でも地域の生活介護事業所に通所することも可能になります。その場合にはグループホームと生活介護の両方を支給決定するという形になります。

(海老会長)

ほかにいかがでしょうか。

今回、来年度初めて開設される事業所については、来年度の自立支援協議会で評価していく、また報告があるというご説明だったかと思ひます。よろしいでしょうか。

続きまして、(3) 第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について、事務局からご説明をお願ひいたします。

(障がい福祉課長)

障がい者計画と障がい福祉計画の二つの計画について、簡単にご説明いたします。計画の策定に当たりましては、施策審議会や社会福祉審議会の専門分科会、それからパブリックコメント等で意見をいただきながら進めてまいりまして、このたび、二つの計画が完成したので、簡単にご説明させていただくところです。

はじめに、資料7-1、第4次新潟市障がい者計画です。1ページから20ページが総論ということで、1ページの2番、計画の位置づけにも書いてありますが、障害者基本法に基づく障が

い者計画ということで、障がい福祉施策の基本的方向性やその目標を定める基本的な計画です。

2 ページには、3 番、基本理念及び基本目標ということで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指すことを基本理念として、その下に三つの基本目標を定めているところです。

4 番、計画の期間につきましては、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間ということです。

続いて、6 ページからが新潟市における障がい福祉の現状ということで、手帳所持者数やサービスの利用状況、相談の場所や障がい者の就労の状況など、障がい福祉全般に関する内容を記載しているところです。

続いて、21 ページ以降が第 2 部の各論となっております。21 ページから 30 ページまでが 1 番、地域生活の支援ということで、こちらには相談支援体制の充実やサービス基盤の充実等について記載しているところです。

30 ページから 34 ページまでが 2 番、保健・医療・福祉の充実ということで、障がいの予防と早期の気づき・早期の支援や医療・リハビリテーションの支援等について記載しているところです。

次の 34 ページから 37 ページが 3 番、療育・教育の充実ということで、就学前療育の充実や学校教育の充実等について記載しているところです。

次の 37 ページから 39 ページが 4 番、雇用促進と就労支援ということで、雇用促進と一般就労の支援、福祉施設等への就労の支援について記載しているところです。

次の 39 ページから 42 ページまでが 5 番、生活環境の整備ということで、住宅環境の整備や安心・安全なまちづくりの推進等について記載しております。

次の 42 ページから 45 ページまでが 6 番、障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進ということで、差別解消の推進や権利擁護の推進について記載しておりまして、共生社会の実現に向けた推進計画に取組んでいく内容になっております。

次の 45 ページから 46 ページにかけて、7 番、行政等における配慮の充実ということで、選挙等における配慮、それから行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等について記載しておりまして、合理的配慮の提供に努めるといった内容になっております。

最後、47 ページ、第 3 部、計画の推進に向けてということで、庁内の協力体制の推進、当事者団体、民間事業者等との協力、自立支援協議会や施策審議会での調査、審議の実施等について記載しております。

48 ページ以降については、主な事業の概要や計画策定の関係資料、それからアンケート調査の結果等を参考に掲載しております。詳細につきましては、後ほどご覧いただければと思っております。

おります。

それからもう一つ、第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画については、資料7-2ということで、こちらも基本の作りとして同じような作りになっておりまして、1ページには(2)計画の位置づけということで、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、それから児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画を一体の計画として作成するものということで位置づけております。計画の期間については、令和3年度から5年度までの3年間です。

それから、2ページには計画の基本理念及び基本的な考え方ということで、基本理念については国の基本指針に沿った内容となっておりますし。

5ページから10ページまでの基本的な考え方については、障がい福祉サービス、相談支援、障がいのある子どもの支援の三つの分野ごとに必要なサービス提供量の確保や充実を図るための方向性等について、考え方を記載しております。

続いて17ページ、令和5年度の成果目標ということですが、(1)から(8)まで八つの項目について、合計すると23の具体的な目標を設定しております。なお、23ページの(6)障がいや障がいのある人への理解促進という項目については、国の基本指針にはありませんけれども、私ども新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を制定しているということで、本市独自の目標になります。それから、国の基本指針に基づきまして、24ページの(7)相談支援体制の充実・強化等、それから(8)障がい福祉サービス等の質の向上といった項目については、今回から新たに追加した項目になっております。

続いて、29ページ以降ですけれども、こちらは各年度のサービス見込量ということで、この計画の中では79の項目について、令和3年度から令和5年度まで各年度のサービス見込量を設定しているところです。こちらについても、内容については後ほどご覧いただければと思います。

来年度からの新しい私ども新潟市の障がい福祉施策の基本的な計画ということになりますので、この計画がしっかりと実行できるように取組みを進めてまいりたいと思います。

(海老会長)

第4次障がい者計画は6年間の計画になりますし、今ほどの計画につきましては3年間の第6期と第2期という計画に分けて説明していただきました。委員から何かご意見、ご質問等があればお願いします。

用語集などを載せていただいて、非常に分かりやすくまとめられていると思っております。いかがでしょうか。

それでは、この計画に沿って進めていくということで、確認させていただいたことになりま

す。

以上をもちまして、本日の議事及び報告はすべて終了とさせていただきます。